

財務省告示第百六十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十年四月十日に発行した利付国債の発行条  
件等を次のとおり告示する。  
平成二十年五月九日

財務大臣 額賀 福志郎

- 一 名称及び記号  
（第十五回）  
利付国庫債券（物価連動・十年）
- 二 発行の根拠  
（昭和三十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
- 三 振替法の適用  
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法  
入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定を、財務大臣が行われる入札であるとして、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定め、市場特別参加者・以下「価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の方法





十五  
の経過  
払込利  
み子

これを四捨五入したものに額  
面金額を乗じて得た額とする。  
募入決定の通知を受けた者は、  
払込金額に追加を、次の算式によ  
り算出した金額を第二十二号に  
規定する期日に払い込むものと  
する。

$$\text{額面金額の総額} \times 0.996 \times \frac{1.4}{100}$$

$$\times \frac{31}{365}$$

十六  
初期利  
子

平成二十年九月十日を支払期と  
し、次の算式により算出した金  
額を支払う。ただし、支払期が  
銀行休業日に当たるときは、そ  
の翌営業日に支払う（以下、次  
号及び第十八号において規定す  
る期日について同じ。）。

$$\text{第十四号の規定により算出された} \\ \text{支払期における想定元金額} \times \frac{1.4}{100}$$

$$\times \frac{1}{2}$$

十七  
第二期  
の利子  
以後

毎年三月十日及び九月十日を支  
払期とし、各支払期において、  
次の算式により算出した金額を  
支払う。

$$\text{第十四号の規定における想定元金額} \\ \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

二 十 二	二 十 一	二 十	十 九	十 八
払 込 期 日	者 入 札 参 加	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額
平 成 二 十 年 四 月 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	た 償 還 期 限 に お け る 想 定 元 金 額	平 成 三 十 年 三 月 十 日 の 規 定 に よ り 算 出 さ れ